

# 小笠原の森、 本来のすがたを 取り戻すために

## 外来植物「アカギ」の駆除事業

一見、緑豊かなアカギの林は、  
小笠原の自然が破壊された姿でしかありません。



# アカギに占拠された島 母島

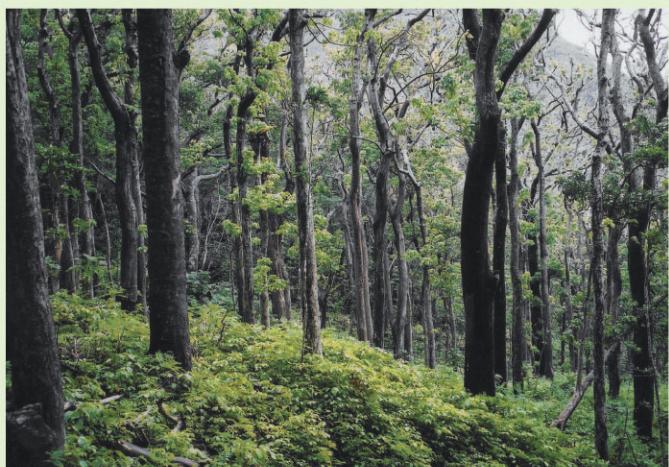
小笠原では、ひとが持ち込んできた動植物(=外来種)により、本来の自然が破壊されつつあります。植物では「アカギ」が最も問題で、どんどん増えてもとの森の木々と入れ替わり、森のすがたを変えてしまいつつあります。

## ●アカギとは

アカギはトウダイグサ科アカギ属の常緑樹で、樹高20m以上の高木にまで成長します。1905年(明治38年)に薪炭材利用の目的で沖縄から試験的に導入されたのが始まりとされています。当時はごく小面積に植栽されましたが、鳥によって種が運ばれるなどして、今では爆発的に面積を増やしています。分布は、沖縄、台湾、中国南部～インド、マレーシア、ポリネシア、オーストラリアなどです。

## 島を覆い尽くすアカギ

アカギは大変繁殖力の強い木で、森をどんどん占拠していきます。アカギだけの森は、小笠原本來の生態系バランスが崩れた森のすがたです。アカギだけの森では小笠原の植物は育たず、小笠原の動物や昆虫も締め出されてしまいます。



すべてアカギで埋めつくされた森



空から見たアカギの侵入状況  
赤い部分がアカギが侵入した林です。

## 小笠原の森をとりもどす

今、小笠原の植物や動物たちのため、小笠原本來の森の姿を取り戻すため、アカギの駆除事業を進めています。



アカギなど外来植物によって本来の森林生態系が破壊されつつあります。



アカギなど外来植物を駆除することにより、徐々に本来の森林生態系へ復元していきます。



小笠原本來の森林生態系に再生します。

# 小笠原だけにしかない、貴重な自然

## 貴重な動植物の宝庫

小笠原には、ここにしか生息・生育しない貴重な動植物が多く見られます。これは、小笠原が陸から1,000キロメートルも離れた海洋島であり、小笠原の生物は独自の進化を遂げてきたためです。

小笠原は貴重な動植物の宝庫ですが、しかし、アカギを始めとする外来種の侵入によって、絶滅が心配されるほどに数が減ってしまったものもあります。

### ●小笠原固有の動物



アカガシラカラスバト 国の天然記念物  
国内希少野生動植物種 絶滅危惧IA類



ハハジマメグロ 国の特別天然記念物  
国内希少野生動植物種 絶滅危惧IB類



オガサワラゼミ 国の天然記念物

### ●小笠原固有の植物



ワダンノキ 絶滅危惧II類



ホシツルラン 国内希少野生動植物種  
絶滅危惧IA類



ハハジマノボタン 絶滅危惧IB類

## 自然再生のきざし、戻ってきた生き物

外来種の影響で見られなくなっていた生き物が、アカギの駆除などをしてことにより、前に見られた場所に戻ってくるなど、自然再生のきざしが見え始めています。



オガサワラシジミ

日本で最も絶滅が心配される小笠原固有のチョウ。食樹を被圧するアカギを駆除したところでは、チョウの飛ぶ日が増えました。



ハナダカトンボ

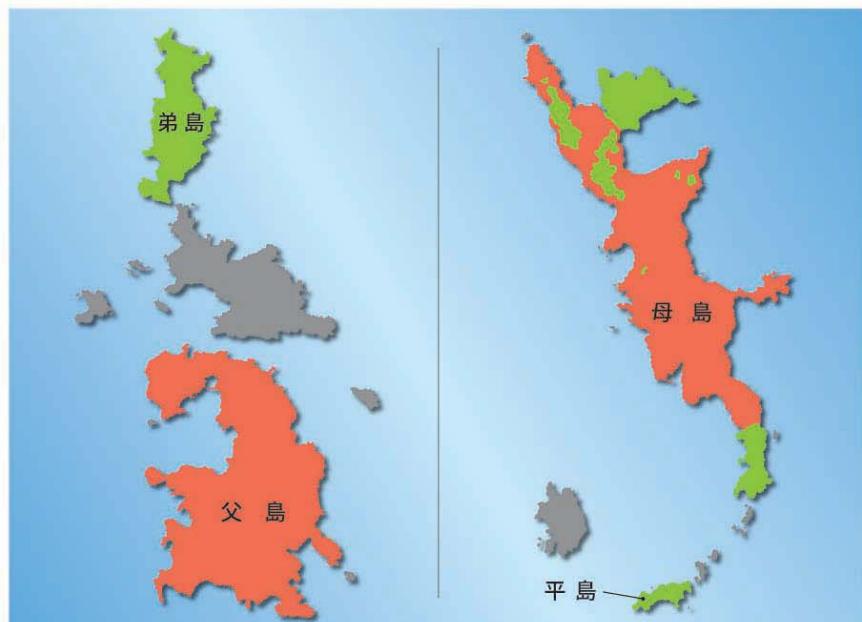
小笠原固有のトンボ。父島では絶滅し、母島でも激減。母島では、渓流沿いのアカギ駆除で、またトンボが戻ってきました。

## アカギの駆除

### アカギ駆除の進み具合

小笠原ではアカギの侵入した島は、父島、母島、弟島、平島の4島です。このうち、弟島と平島では、ほぼ根絶できました。現在は、母島、父島において駆除が進められています。将来的には、小笠原本來の森林の再生を図るために、駆除とその後のモニタリングを継続していきます。

- : アカギの駆除事業を実施した島・地域  
(弟島・平島はほぼ駆除完了)
- : アカギが分布していない島
- : アカギが島内に分布している島  
(色付けされた地域すべてにアカギが生育しているという意味ではありません)



2010年末現在

# アカギの駆除方法

アカギは大変生命力が強いため、伐採しても切り株からたくさんの芽が出てしまい、駆除をすることができません。

そのため、アカギの駆除には、木の幹に開けた穴に薬剤を注入する方法を用いています。



伐採処理後のアカギ



伐採しても、切り株からたくさんの芽が出てきます。

## 木を切らず、根こそぎ駆除

### ●薬剤処理による枯殺方法



ドリルで穴を開けます。



薬剤注入し、コルクで栓をします。



処理により枯れたアカギ。  
周囲への影響はありません。

\* 使用する薬剤は、商品名ラウンドアップマックスロード（薬剤成分はグリホサート）という除草剤です。小笠原島内でも市販されているごく一般的なものです。アカギを駆除するための使用において、周囲の植物が枯れるような環境への悪影響は発生しません。



◆お問い合わせ



関東地方環境事務所

〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2  
明治安田生命さいたま新都心ビル18F  
TEL: 048-600-0516

小笠原自然保護官事務所

〒102-2101 小笠原村父島西町ガゼボ2F  
TEL: 04998-2-7174 FAX: 2-7175

2011年3月